

-その他の支援-

No.69	ごみ出しの支援																																					
収集の種類	ふれあい収集	粗大ごみの持ち出し収集																																				
内容	<p>対象者宅の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。</p> <p>※ 事前にご自宅へ伺うなどして、対象者に該当するか確認させていただきます。</p> <p>※ 収集時にごみが排出されていない場合等に、インターホン等で声を掛けることがあります。</p>	<p>対象者宅の敷地内または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。</p> <p>※ 事前に対象者に該当するか確認させていただきます。</p> <p>※ 受付から収集までお時間を頂く場合があり、収集日はご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※ 粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分解が必要な粗大ごみ ・ 他の家具の移動が必要な粗大ごみ ・ ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ 																																				
対象者	<p>【対象者】</p> <p>次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所(粗大ごみは指定場所)まで持ち出すことができない「<u>ひとり暮らしの方</u>」。</p> <p>なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者(粗大ごみの持ち出し収集は年少者も含む)などで、家庭ごみを集積場所(粗大ごみは指定場所)まで持ち出すことができない場合は、対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 愛の手帳の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④ 介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 ⑥ (粗大ごみの持ち出し収集のみ) 妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方 																																					
窓口																																						
<p>お住まいの区の資源循環局事務所</p> <p>受付時間 月～土曜日（祝日を含む） 午前8：00～午後4：45</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>鶴見事務所</td><td>502-5383</td> <td>保土ヶ谷事務所</td><td>742-3715</td> <td>青葉事務所</td><td>975-0025</td> </tr> <tr> <td>神奈川事務所</td><td>441-0871</td> <td>旭事務所</td><td>953-4811</td> <td>都筑事務所</td><td>941-7914</td> </tr> <tr> <td>西事務所</td><td>241-9773</td> <td>磯子事務所</td><td>761-5331</td> <td>戸塚事務所</td><td>824-2580</td> </tr> <tr> <td>中事務所</td><td>621-6952</td> <td>金沢事務所</td><td>781-3375</td> <td>栄事務所</td><td>891-9200</td> </tr> <tr> <td>南事務所</td><td>741-3077</td> <td>港北事務所</td><td>541-1220</td> <td>泉事務所</td><td>803-5191</td> </tr> <tr> <td>港南事務所</td><td>832-0135</td> <td>緑事務所</td><td>983-7611</td> <td>瀬谷事務所</td><td>364-0561</td> </tr> </tbody> </table>			鶴見事務所	502-5383	保土ヶ谷事務所	742-3715	青葉事務所	975-0025	神奈川事務所	441-0871	旭事務所	953-4811	都筑事務所	941-7914	西事務所	241-9773	磯子事務所	761-5331	戸塚事務所	824-2580	中事務所	621-6952	金沢事務所	781-3375	栄事務所	891-9200	南事務所	741-3077	港北事務所	541-1220	泉事務所	803-5191	港南事務所	832-0135	緑事務所	983-7611	瀬谷事務所	364-0561
鶴見事務所	502-5383	保土ヶ谷事務所	742-3715	青葉事務所	975-0025																																	
神奈川事務所	441-0871	旭事務所	953-4811	都筑事務所	941-7914																																	
西事務所	241-9773	磯子事務所	761-5331	戸塚事務所	824-2580																																	
中事務所	621-6952	金沢事務所	781-3375	栄事務所	891-9200																																	
南事務所	741-3077	港北事務所	541-1220	泉事務所	803-5191																																	
港南事務所	832-0135	緑事務所	983-7611	瀬谷事務所	364-0561																																	

No.70 郵便等により自宅等で不在者投票ができる制度			
郵便等による不在者投票			
次のいずれかに該当する方は、自宅等で郵便等による不在者投票をすることができます。			
介護保険法上の要介護者（被保険者証の交付を受けている方）で下記に該当	身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が次の事由に該当		
免疫・肝臓の障害	両下肢・体幹・移動機能の障害	※	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
要介護5 (令和7年4月1日現在)	1級～3級	1級もしくは2級	1級もしくは3級
※「片上下肢機能障害」等の方でも、身体障害者診断書等で歩行不能と明確に認められる方は該当する場合もあります。なお、戦傷病者手帳をお持ちの方で、身体に一定の重度の障害のある方も郵便等投票ができますので、お住いの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。			
この制度を利用するためには、事前に、区選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受け（申請書には本人の署名が必要）、選挙の際には、投票日の4日前までに、郵便等投票証明書を添付の上、区選挙管理委員会に投票用紙を請求することが必要です。			
郵便等による不在者投票の代理記載制度			
郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、さらに次のいずれかの要件に該当する方は、事前に、選挙人名簿に登録されている区選挙管理委員会に届出をした代理記載人1人（選挙権を有する方）に、指示する候補者名等を代理記載させ、投票することができます。			
① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、上肢または視覚の障害の程度が1級の方			
② 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの方			
窓口	各区 選挙管理委員会【2・3ページ】		